

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

平成30年11月21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成30年11月21日（水）午後1時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

産業振興課 川村課長、西口主査補

3 件名

森林環境譲与税（仮称）の用途について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・国や県から用途の具体的な決まり等は示されているのか。
 ⇒法案では、森林の範囲として人工林以外も含む全ての森林の整備等を対象としており、森林環境譲与税（仮称）は目的税ではあるが一般財源のため、目的に沿っていれば用途を制限するものではないと聞いている。なお、目的税であることから用途の公表が求められている。

・平成31年度当初予算に計上するならば、新しい制度のため、当初予算公表の際に議会に対し制度の説明をしたほうが良いのではないかと。
 ⇒関係課で内容等を調整し、当初予算公表の際に説明をする。

・基金条例について、資料で参考例が示されているが、実際に条例案を作成するときは白井市としての基金設置の目的を明確にし、具体的に記載したほうが良いのではないかと。
 ⇒条例案は、白井市の実情に応じた用途などを具体的に定めていく。

・制度の趣旨とすれば、本来は公共のためではなく私有林を整備するものではないのか。
 ⇒そのとおりであるが、現状では具体的な整備等の計画はないため、今後、森林所有者の意向確認等を含めて検討していくこととしている。

・基金の設置に当たっては、財政課と十分調整しながら進めること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部産業振興課

件名	森林環境譲与税(仮称)の用途について						
現状・課題	<p>森林資源の温室効果ガス排出削減や災害防止に向け、市町村による新たな森林整備やその促進に柔軟に活用できる財源として、次期通常国会において平成31年度から森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)が創設される予定である。森林環境税については平成36年度から個人均等割で年額1,000円課税され、譲与税については前倒しで平成31年度から、都道府県及び市町村に譲与される予定である。</p> <p>譲与税については一般財源であるが、目的税であり国民が負担するものであるため、用途の公表が予定されている。林地が少なく、林業事業者が過少な都市部の自治体では、森林整備以外の活用方法も検討しなければならない状況である。考えられる利用方法としては、白井市第5次総合計画で重点戦略として位置づけられている(仮称)谷田・清戸市民の森の整備や既存の市民の森及び特別保全緑地の管理、里山等管理団体への補助、公共施設の木質化や木材備品等の購入による木材利用の促進や普及啓発等が考えられる。</p>						
付議事案	目的	森林環境譲与税を有効活用し、みどりを活かしたまちづくりを推進する。					
	対応方策	<p>①活用方法(用途) 原則として、森林クラウドに要する費用及び後期実施計画のみどり活用プロジェクトに位置付けた事業の財源とする。ただし、後期実施計画事業が決定するまでは森林環境譲与税の目的に合致する範囲内で、市民の森等の修繕工事など年度に必要な事業に活用することとする。</p> <p>②基金の設置 単年度で森林環境譲与税に見合った事業を実施することは困難であること、用途の明確化が必要であることから、基金を新設する。 ・時期:平成32年第1回議会(平成31年度最終補正において、平成31年度充当事業の執行残額等を積立金として計上) ・所管課:財政課(森林環境譲与税を所管、また本譲与税が一般財源であるため)</p>					
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税(仮称)の用途について ・基金の設置について 						
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>関係課との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業センサスでは林業事業者3者となっているが、実態は不明。市内では林業としての活動が確認できない。 ・現在のところ林業関係の支出では千葉県が導入する森林クラウドの使用料。 ・公共施設の木材利用については、国産の木材と限定されてしまうとコストが高くつき、機能性も二の次になってしまう。 ・団体補助で費用を使い切ることは困難。 ・市民の森等管理で毎年度使い切ることは困難。 ・(仮称)谷田・清戸市民の森を整備する際には、まとまった支出が伴う。推計では約2億(補助金等除く) 						
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・閣議決定(平成31年1月予定) ・平成31年度税制改正:森林環境税及び森林環境譲与税創設 ○平成31年第1回議会:平成31年度当初予算において歳入及び充当事業費を計上。 ○平成32年第1回議会:基金設置条例の提案、平成31年度最終補正において、充当残額を基金への積立金として補正。 						
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)
	条例規則	有	条例制定(H32.3月)		報道発表	無	
	議会説明	有	議員全員協議会(H32.1月)		広報・HP等	無	
	市民参加	無					
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで						
参考情報	関係法令等	森林法、森林経営管理法					
	関係課	産業振興課、財政課、企画政策課、都市計画課(木材等普及啓発実施課)					
	事業費	平成31年度2663千円(うち特定財源)				0千円)	

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

<基本的な枠組み>

- ・ 森林環境税(仮称)は国税とし、都市・地方を通じて、国民一人一人が等しく負担を分かち合って、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割と併せて賦課徴収。
- ・ 森林環境税(仮称)は、地方の固有財源として、その全額を、譲与税特別会計に直入した上で、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税(仮称)として譲与。森林環境譲与税(仮称)については、法令上用途を定め、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならないものとする。

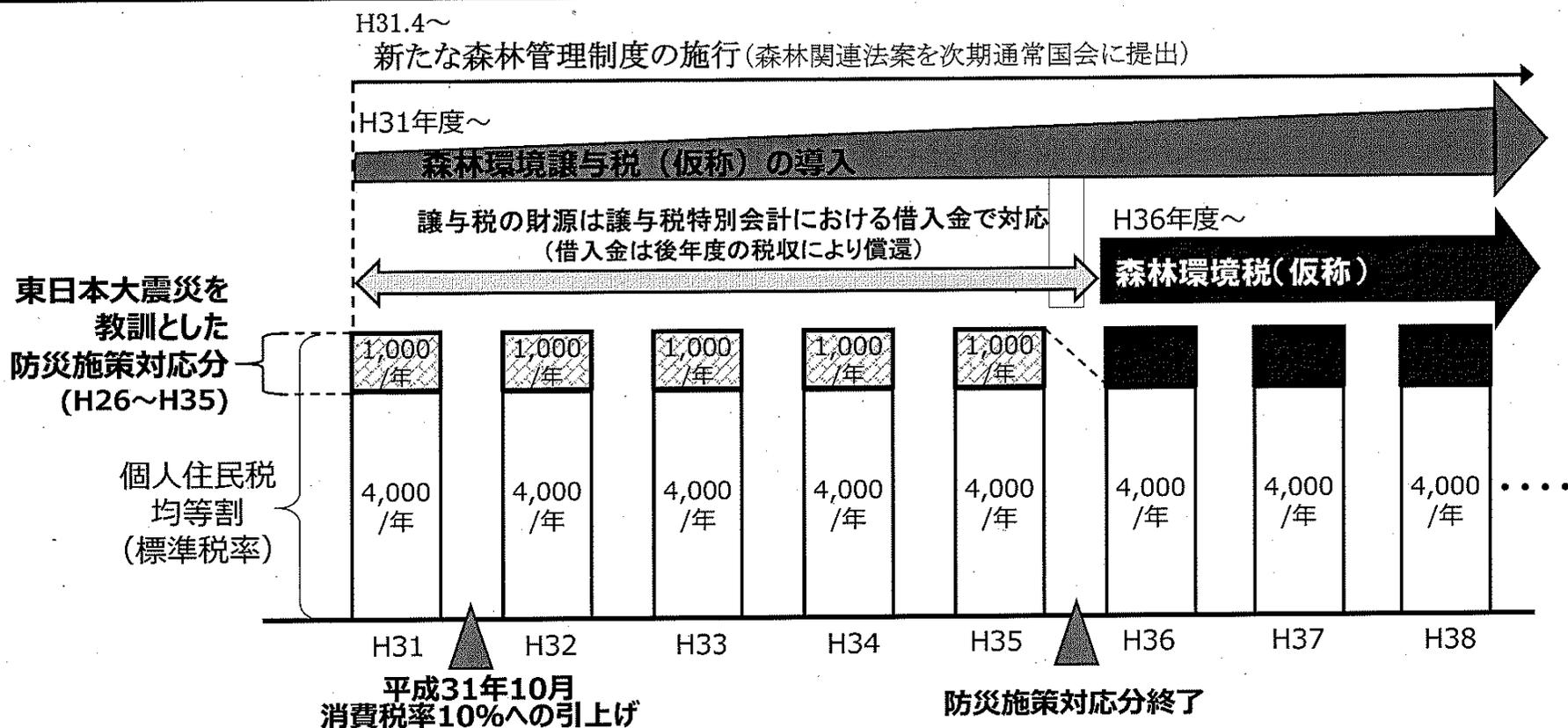
<時期及び規模等>

- ・ 森林環境税(仮称)については、消費税率10%への引上げが平成31年10月に予定されていることや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための住民税均等割の税率の引上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、平成36年度から課税。税率は、新たな森林管理制度の施行後において追加的に必要となる事業量や国民の負担感等を勘案し、年額1,000円とする。
- ・ 一方で、森林現場における諸課題にはできる限り早期に対応する必要があり、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)の譲与は、平成31年度から行う。
- ・ 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入により対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)のフレーム

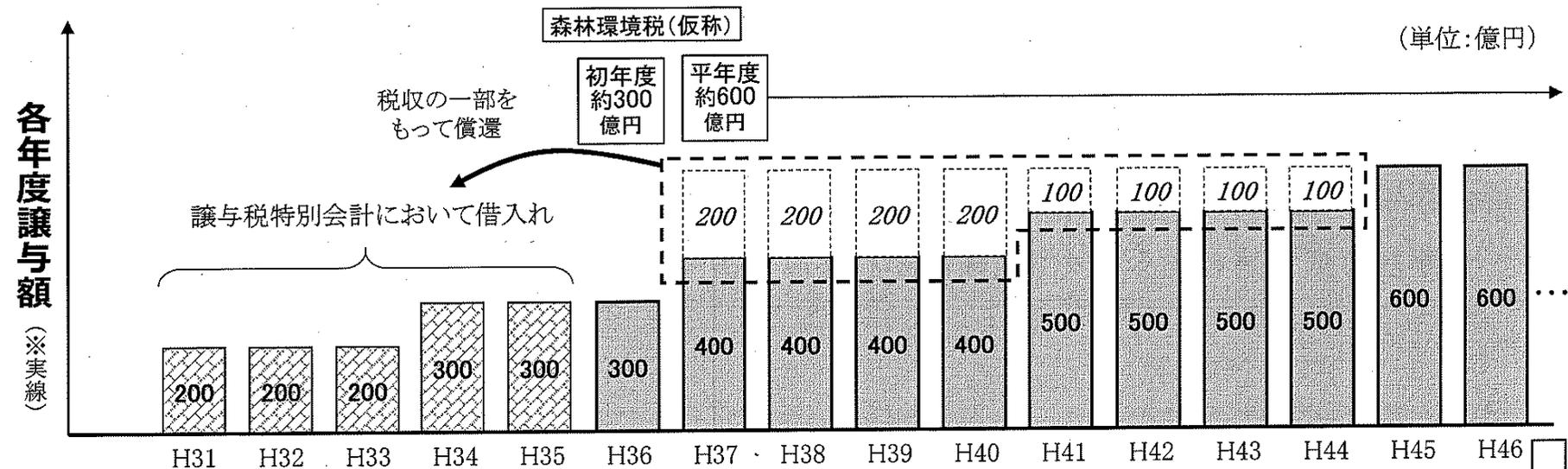
- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

※次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



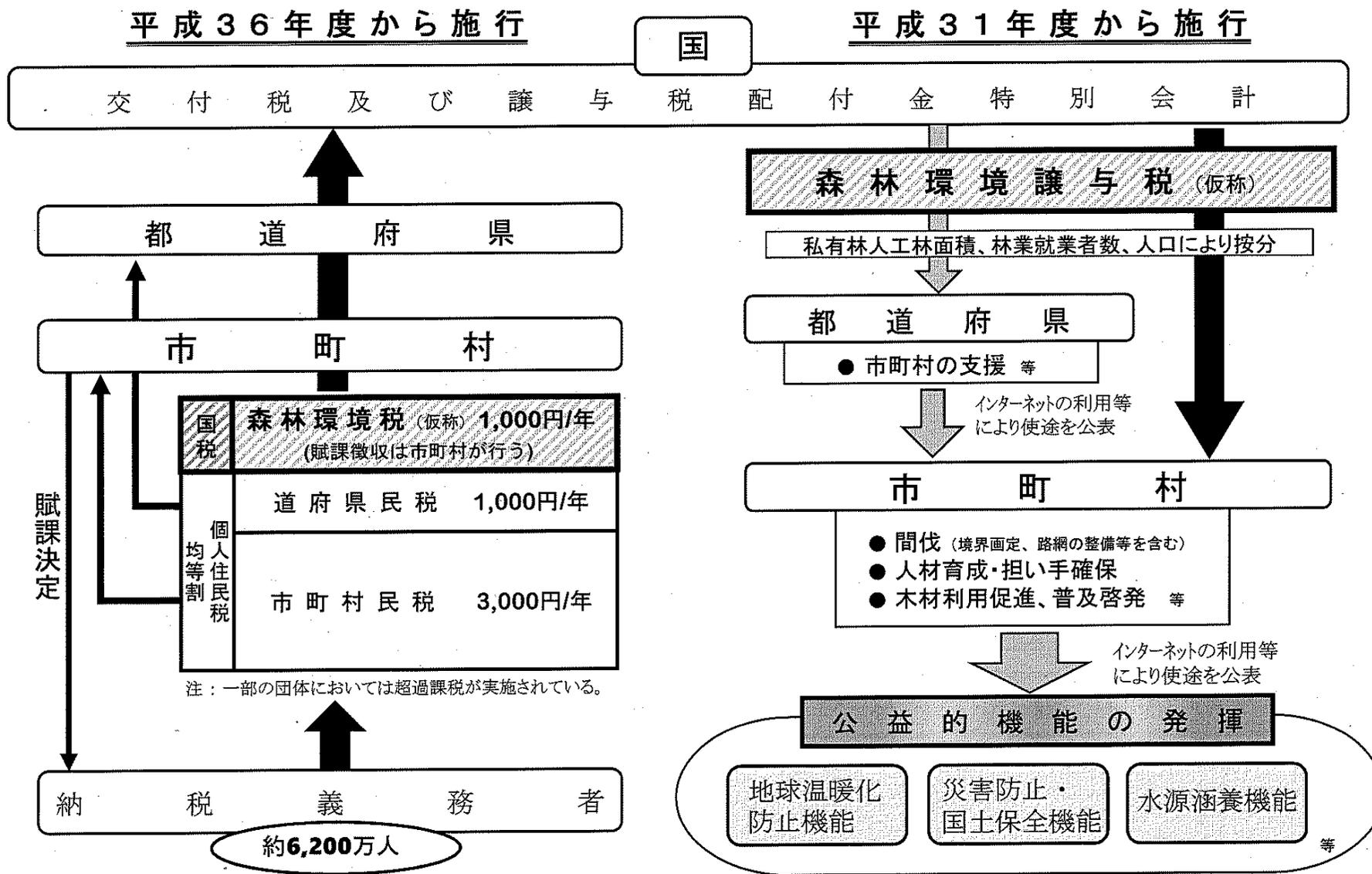
市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12				90 : 10	
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	540
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60

- 市町村分
 - 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分 ——— 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。
 ※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を經由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となることを見込まれる。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み



森林環境譲与税額（仮称） 年度別市町村別想定額一覧表（北部林業事務所（印旛支所）管内）
 <平成30年1月12日 県試算額>

市町村	私有林 人工林 面積 (ha)	人口 (千人)	林業就業 者数 (人)	譲与税額（千円）				
				H31 S H33	H34 S H36	H37 S H40	H41 S H44	H45以降
千葉市	1,866	972	41	40,850	61,275	86,807	112,338	137,869
習志野市	0	168	2	6,438	9,657	13,681	17,705	21,729
八千代市	54	193	6	7,653	11,479	16,262	21,045	25,827
市川市	10	482	7	18,546	27,819	39,410	51,001	62,592
船橋市	81	623	10	24,105	36,157	51,223	66,288	81,353
松戸市	26	483	10	18,780	28,170	39,908	51,646	63,383
野田市	226	154	2	6,153	9,230	13,075	16,921	20,767
柏市	168	414	14	16,517	24,775	35,098	45,421	55,745
流山市	28	174	0	6,614	9,920	14,054	18,188	22,321
我孫子市	54	132	3	5,179	7,769	11,006	14,242	17,479
鎌ヶ谷市	6	109	2	4,218	6,327	8,964	11,600	14,237
浦安市	0	164	4	6,392	9,588	13,583	17,577	21,572
成田市	1,614	131	4	6,978	10,467	14,828	19,189	23,550
佐倉市	612	173	17	8,064	12,096	17,137	22,177	27,217
四街道市	163	89	3	3,703	5,555	7,870	10,184	12,499
八街市	580	71	12	3,927	5,891	8,345	10,800	13,254
印西市	680	93	16	5,069	7,603	10,771	13,939	17,107
白井市	163	62	3	2,663	3,994	5,658	7,322	8,986
富里市	402	50	3	2,479	3,718	5,267	6,816	8,365
酒々井町	103	21	0	907	1,361	1,928	2,496	3,063
栄町	45	21	6	1,153	1,729	2,450	3,170	3,891

注) 平成28年度森林資源現況調査、平成27年国勢調査より。
 私有林人工林面積は、地域森林計画対象民有林における面積。

(市町村の基金条例の参考例)

〇〇市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 〇〇市における、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、〇〇市森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れ、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。